

## 令和7年度地籍調査のお知らせ

日頃より千代田区政に、ご理解ご協力いただき厚く御礼申し上げます。区では平成18年度から国土調査法に基づき区内において「地籍調査」を順次実施しております。今年度は、下記の調査地域で実施いたします。調査地域における対象の土地所有者の皆様には、11月上旬頃から順次お立会いの依頼文を送付いたしますので、道路と所有する土地との境界（筆界）の確認について、ご協力をお願いいたします。

なお、区担当部署に加え、下記の委託会社と事業を行ってまいりますので、宜しくお願ひいたします。

### 記

#### 1 地籍調査とは

土地の戸籍調査とも言われ、土地の情報（所有者・面積・地番・境界等）を明らかにする基本的な調査であり、国土調査法に基づき全国で実施されています。

千代田区では、道路と皆様の土地の境界（筆界）を先行して確認する手法で地籍調査を進めています。

#### 2 地籍調査の効果

○災害復興の迅速化、土地取引の円滑化など

#### 3 実施内容

区が調査・測量を行い、設定した道路と皆様の土地との境界について、現地にて区担当者と各土地所有者様とでお立会いのもと、確認を行います。

確認後、ご了承いただければ調査票に署名・捺印（後日でも可能）をお願いします。

#### 4 調査区域と対象者

##### ○調査地域

神田北乗物町

神田紺屋町

神田富山町

神田西福田町

神田東紺屋町

神田東松下町の一部

神田美倉町

(地図の赤枠内：約0.06km<sup>2</sup>)



##### ○対象者

調査区域内の公道（区道、

国道など）に接する各土地

所有者様

#### 5 同封の資料

○「令和7年度の地籍調査について」1部

#### 6 お問い合わせ先

千代田区 環境まちづくり部 環境まちづくり総務課 財産管理係 担当 横井

電話 03-5211-4234（直通） FAX 03-3264-4792

Mail machizukurisoumu@city.chiyoda.lg.jp

昭和株式会社(区委託会社) 担当 飯田・三品

電話 048-957-7554（直通）